

がいこくじんりゅうがくせい
2018外国人留学生
がくせいせいかつ
学生生活ハンドブック

Campus life Handbook for Overseas students 2018



にんげんかんきょうだいがく
人間環境大学
おかざき
岡崎キャンパス
にんげんかんきょうがくぶ
人間環境学部
University of Human Environments

へいせい ねんどにんげんかんきょうがくぶ
平成30年度人間環境学部 じむとりあつかいじかん がくないしせつりようじかん
 (都合により、施設利用時間変更する場合があります)

事務取扱時間

期間 施設等	授業期間・試験期間 (前後期共通)	夏季、冬季、春季休業期間 (8/13~8/16、12/28~1/3は全日休業)
教務課 庶務課 学生支援課 <small>就職・進路相談室</small>	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:30 日 祝 休業	月～金 9:00～17:00 土 休業 日 祝 休業

学内施設利用時間

期間 施設等	授業期間・試験期間 (前後期共通)	夏季、冬季、春季休業期間 (8/13~8/16、12/28~1/3は全日休業)
食堂	月～金 11:30～13:15 (OS) 土日 祝 休業 <small>※ただし、祝日が授業日の場合は営業</small>	休業
売店	月～金 10:00～15:30 土日 祝 休業 <small>※ただし、祝日が授業日の場合は営業</small>	休業
図書館	月～金 9:00～18:30 土 9:00～14:00 日 祝 休業	月～金 9:00～17:00 土 休館 日 祝 休館
一般教室 (使用願必要)	月～金 9:00～18:10 土 9:00～14:00 日 祝 使用不可 <small>※事前に届け出があった場合は平日のみ 20:00迄</small>	月～金 9:00～17:00 土 使用不可 日 祝 使用不可
PC教室 (5PC・2PC)	月～金 9:00～18:10 (2PCは17:00迄) 土 9:00～14:00 日 祝 使用不可	月～金 9:00～17:00 土 使用不可 日 祝 使用不可
体育館 (使用願必要)	月～金 9:00～18:10 土 9:00～14:00 日 祝 使用不可 <small>授業で使用していない時、昼休憩時間、2号館 4階で授業を行っていない時に限る</small> <small>※事前に届け出があった場合は平日のみ 20:00迄</small>	月～金 9:00～17:00 土 使用不可 日 祝 使用不可
クラブハウス、弓道場、コンテンナハウス	一般教室の利用時間に準ずる	同左
バス運行	運行表は別途掲示案内どおり	運休 <small>(臨時運行の場合、掲示案内)</small>

しゅくじつじゅぎょう び じむとりあつかいじかん がくないしせつりようじかん じゅぎょう しけんきかん ばつようび どようび きてい じゅん
 ※祝日授業日の事務取扱時間・学内施設利用時間は、授業・試験期間の月曜日～土曜日の規定に準じます。
 ちようききゅうぎょう まかんちゅう ほこう しゅうちゅうこうぎ きかんちゅう しせつりようじかん べつとけいじれんらく
 ※長期休業期間中ならびに補講・集中講義期間中の施設利用時間については、別途掲示連絡します。
 ほこう しゅうちゅうこうぎ きかんちゅう しきどう はいてんえいぎょう うんこう べつとけいじれんらく
 ※補講・集中講義期間中の食堂・売店営業およびスクールバスの運行については、別途掲示連絡します。
 にゅうがくしけんとうがくないぎょうじ とうこうきんしひ べつとけいじれんらく
 ※入学試験等学内行事事のための登校禁止日については、別途掲示連絡します。
 りんじ りょうじかん へんこう ばあい つ どけいじれんらく
 ※臨時で利用時間が変更になる場合は、その都度掲示連絡します。

へいせい ねんど
平成30年度 人間環境学部学年暦

へいせい ねん がつ にち がつ にち
平成30年4月1日～9月15日 前期
へいせい ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち
平成30年9月16日～平成31年3月31日 後期

平成 30 年 4 月 2 日	入学式
4 月 3 日～4 日	オリエンテーション期間 (全学部生)
4 月 4 日	学生定期健康診断
4 月 5 日～6 日	オリエンテーション合宿 (1 年次生)
4 月 9 日	前期授業開始
7 月 28 日	前期授業終了
7 月 30 日～8 月 4 日	前期試験期間
8 月 6 日	夏季休業開始
8 月 20 日～9 月 1 日	前期集中講義期間
9 月 12 日	前期成績発表
9 月 15 日	夏季休業終了
9 月 17 日	後期授業開始
10 月 27 日～28 日	大学祭
12 月 18 日～21 日	後期集中講義期間
12 月 22 日	後期年内授業終了
12 月 23 日	冬季休業開始
平成 31 年 1 月 3 日	冬季休業終了
1 月 4 日	後期年明け授業開始
1 月 9 日	卒業論文提出期限 (卒業年次生)
1 月 26 日	後期授業終了
1 月 28 日～2 月 2 日	後期試験期間
3 月 1 日	後期成績発表 (卒業年次生)
3 月 15 日	学位授与式
3 月 20 日	後期成績発表 (在学生)
3 月 21 日	春季休業開始
3 月 31 日	学年終・後期終了

ねんかんぎょうじよていひょう じゅぎとうかいこう び よていひとう
年間行事予定表、授業開講日予定表については、「履修の手引き」等を参照してください。

もくじ

Contents

I	本学の沿革と特色	1
II	岡崎市の概要と歴史	1
III	修学の案内	2
1.	大学での学修	2
2.	単位制度	2
3.	履修登録	3
4.	授業	3
5.	試験	4
6.	成績評価	6
7.	授業に関する留意事項(公欠と忌引)	7
8.	休講と補講	8
IV	学生生活	10
1.	住居	10
2.	留学生住宅総合補償制度	11
3.	留学生宿舎(アパート)の斡旋と補助金	11
4.	留学生奨学生推薦基準	12
5.	留学生奨学金	13
6.	アルバイト	13
7.	留学生交流室	14
8.	医療	14
9.	外部機関の災害傷害・賠償保険	16
10.	一時出国の際の事前申し出	17

V	クラブ活動・学内行事	18
1.	クラブ・サークル	18
2.	大学祭	18
3.	ゼミ対抗球技大会	18
4.	留学生交流イベント	18
VI	学生生活上の留意事項	19
1.	留学生への連絡	19
2.	学生証・在留カードの管理	19
3.	学内での喫煙・飲食マナー等について	19
4.	交通事故の遭遇心得	19
VII	図書館の利用案内	21
VIII	日本在留手続きおよび注意事項	22
1.	外国人登録（在留カード）	22
2.	旅券（パスポート）、在留カードの提出	22
3.	名古屋入国管理局	22
4.	名古屋入国管理局への申請手続き	22
5.	申請の種類	24
(1)	在留期間の更新許可（在留カードの取得・更新を含む）	24
(2)	在留資格の変更許可	25
(3)	資格外活動許可	26
(4)	再入国許可（みなし再入国許可制度へ移行）	27
(5)	在留資格認定証明	27
(6)	証印転記願出	28

I ほんがく えんかく とくしょく 本学の沿革と特色

本学の歴史は、1906年（明治39年）、岡崎裁縫女学校の創立に遡ります。その後、1917年（大正6年）に高等科を、1921年（大正10年）に師範科を次々と増設し、1951年（昭和26年）までの30年間、当時の学校法人岡崎家政学園の基礎を築き上げました。1954年（昭和29年）に、それまでの岡崎高等家政女学校を、岡崎女子高等学校に校名変更し、普通科を増設しました。1981年（昭和56年）、学校法人を岡崎学園に変更し、1992年（平成4年）、岡崎学園高等学校への校名変更と同時に、本学の前身である岡崎学園国際短期大学を開学しました。その後、2000年（平成12年）にそれまでの短期大学を廃止して、人間環境大学として四年制大学を新たにスタートさせ、2006年（平成18年）には創立100周年を迎える。そして、2014年（平成26年）4月、愛媛県に本部を置く河原学園が岡崎学園を吸収合併して、新たな学校法人河原学園が誕生しました。2015年（平成27年）、愛知県大府市に看護学部および大学院看護学研究科を新設し、2年後の2017年（平成29年）には愛媛県松山市での松山看護学部新設と同時に人間環境学部を心理学科と環境科学科の2学科制とし、学びの領域をより深く、幅広いものとしました。現在本学では、「いのち」「こころ」「環境」の未来を創造する大学として、知識と技能、そして自ら考えて行動する力を養い、様々な学びを通じて地域社会に貢献することを最大の目標としています。

II おかざきし がいよう れきし 岡崎市の概要と歴史

岡崎市は、愛知県の旧三河国のほぼ中央に位置する都市で、人口は約38万人です。全国的には八丁味噌の産地として知られ、豊田市とともに西三河を代表する中核市に指定されています。三河高原に連なる丘陵地と、矢作川、乙川流域に広がる平野部から成っており、美しい自然と環境に恵まれています。岡崎城址をはじめ、縄文晩期から平安時代にかけて長期にわたる遺跡が重なる全国的にも珍しい真宮遺跡など、数多くの名勝史跡が点在する歴史文化の香り高い街です。また、江戸幕府の始祖、徳川家康生誕の地としても有名で、古くから東西文化の要衝で、三河の政治の中心として栄えました。その昔、岡崎（丘の先という意味）と呼ばれていた場所は、東矢作の一部にあり、現在の明大寺あたりの狭い範囲を指していました。1530年、松平清康（家康の祖父）が、本拠地となる城（岡崎城）を現在の場所に移し、その土地の形状が明大寺と似ていたため、岡崎城のある場所こそが「岡崎」となったといわれています。

人間環境大学がある本宿町は、岡崎市東部に位置し、古くは東海道（現国道1号線）沿いの宿場町であり、淨土宗法藏寺の門前町として栄えました。現在でも、旧東海道の松並木や旧木造建築、神社仏閣、道標などにその名残を見ることができます。

III しゅうがく あんない 修学の案内

1. 大学での学修

高校までの学修では、基本的に全員が同じ時間割をこなすのに対し、大学の学修は、自らの興味・関心や将来の進路の希望を踏まえて4年間の学修目標を定め、カリキュラム（大学が学生のために用意した教育メニューのこと）の中から、自分に適した時間割を作らなければなりません。

(1) 学修計画

それぞれの目標や将来にあった学修を進めるために、学修計画は長期的および短期的なスタンスに立って考えましょう。すなわち、4年間の大まかな全体計画を描きつつ、各年度の具体的な計画を立てます。常に自らの学修目標との関連において全体の計画を考え、現実的な修正を加えつつ、系統的に学修することが必要です。

(2) 学修計画をたてるときの主な材料およびサポート

・『履修の手引き』

開設授業科目一覧…在学中の全授業科目のうち当該年度開講科目を参照できる

・『シラバス』…各授業科目の内容が参照できる

・『授業時間割表』…当年度の開講授業科目とその時間割を参照できる

・サポート…年度当初のオリエンテーション時の履修ガイダンス、メンター教員等による指導・相談等

2. 単位制度

(1) 単位制

大学は「単位制」を採用しています。「単位制」では、すべての授業科目に一定の基準で単位数が定められており、これらの授業科目を履修し、かつ大学の定める方式で学修成果が評価されることにより、所定の単位数が与えられます。

(2) 単位

「単位」とは、各授業科目の学修時間数であり、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業の方針に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算されます。

<授業の方法>

講義・演習
基礎演習
実習(実験・実技)

<1単位の学修時間>

15~30時間
30時間
30~45時間

(3) 単位の認定

単位を修得するためには、次の3つの要件を満たしていかなければなりません。

①単位の認定を受けようとする科目について履修登録をしていること。

②その科目について授業に出席し、履修に必要な学習をすること。

③その科目の試験を受け、その試験に合格すること。

(試験については、5ページの「5. 試験」を参照してください。)

(4) 卒業に必要な履修単位

本学を卒業するためには、各学科別に定める必要単位を含め、126単位以上を修得する必要があります。

詳細は「履修の手引き」を参照してください。

3. 履修登録

履修登録とは、学生自身が自分の責任において、履修したい授業科目をあらかじめ届け出ることです。「講義要項(シラバス)」を参考し、履修計画を立ててください。卒業するためには、学則で定められた科目を履修し、合計126単位以上を取得しなければなりません。また、仮に126単位以上を取得しても、指定された枠内の科目の必要最低単位数を満たしていないければ卒業できません。履修登録期限日までに必ず履修登録を行ってください。

4. 授業

(1) 授業(開講)曜日・授業時限

授業の開講曜日は、月曜日から土曜日までです。
授業時間は、平日(月曜日～金曜日)が5時限で、土曜日は2時限まで授業を行います。ただし、年間を通して授業日数の関係で、祝日でも通常授業を行う場合があります。
授業の開始および終了時刻は次のとおりです。

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
9:10～10:40	10:50～12:20	13:20～14:50	15:00～16:30	16:40～18:10

(2) 授業の方法

本学の授業には、講義・演習及び実習（実験・実技）があります。

①講義

基本的に、教員が様々な教材等を活用しながら知識や考え方を教授する形式ですが、学生の積極的な参加も望れます。なお、1授業科目につき、教員が入れ替わってそれぞれの視点からリレー式（オムニバス式）で講義する科目もあります。

②演習

演習の授業は、学生が主体的に行動することによって成り立ちます。いろいろな授業方法がありますが、次のようなものがその一例です。

- ・個々の学生が、与えられたテーマについて調査・研究し、その発表を行う。
- ・学生がグループに分かれ、それぞれのテーマで議論したり、課題をまとめたりする。
- ・実験結果を教員と学生がお互い議論し、過程を踏まえ問題に対する理解を深める。

③実習（実験・実技）

(実習)

講義形式で学んだ知識や技術を実際の現場であるいは实物を用いて学びます。

例：学外の地域、企業等の実習環境において研究テーマに則した実地体験を行う。

(実験)

構築された仮設や既存の理論があてはまるかどうかを確認することや、既存の理論からは予測が困難な対象について、様々な条件の下で測定を行います。

(実技)

体育のように施設や設備を利用して実技を行う授業もあれば、華道実習や茶道実習のような許状が取得できる授業もあります。

5. 試験

(1) 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験資格がありません。

- ①欠席時数が授業時数の3分の1を越える者
- ②授業料等納付金を納入していない者
- ③履修登録をしていない者
- ④履修途中で受講を辞退した者

(2) 試験の方法

試験の方法としては、記述試験の他にレポートまたは論文、作品、口述、実技、実習などがあります。

(3) 試験の種類

本学における試験には、定期試験、追試験および再試験があります。

①定期試験

定期試験は、前期末、後期末の定められた期間に行います。なお、科目によっては、定期試験の代わりにレポートを課す場合があります。試験科目、日程、時間割などは、試験実施の1週間前までに公示します。

②追試験

病気やその他やむを得ない事由（暴風、大雨、交通機関の不通、忌引など）で定期試験を受けられなかつた者は、追試験を受けることができます。追試験を受ける者は、欠席事由を証明する文書（医師の診断書、交通機関の遅延証明書、事故証明など）を添付し、所定の追試験願を指定された期日までに、教務課へ提出しなければなりません。追試験による成績は80点を最高とします。なお、受験には所定の受験料が必要です。

③再試験

卒業予定年次で不合格（D判定）となった科目の内、8単位以内を取得すれば、卒業資格が得られる者を対象に再試験を認める場合があります。

(4) 試験における不正行為

試験に際し、不正行為があった場合は、直ちに退場を命じ、答案を没収します。不正と判定されたときは、その該当する学期の単位をすべて取り消すものとします。また、教授会の議を経て、懲戒が加えられることもあります。

(5) 受験にあたっての留意事項

- ①受験の際は学生証が必要です。試験当日、学生証を忘れた者は、教務課へ申し出て、当日のみ有効の「仮学生証」の交付を受けてください。
- ②試験当日の遅刻は原則認められません。ただし、特別の事情があり、試験監督者が認めた場合は、開始後20分を限度として入場を許可することができます。
- ③試験場からの退室は、試験開始後30分までは許可しません。
- ④その他試験場内におけるすべてのことについて、試験監督者の指示に従ってください。

(6) レポート等の提出

レポート、論文、作品等の提出による試験の場合は、次の点に注意してください。

- ①特に指定のない限り、大学所定の表紙を使用してください。
- ②提出期限、時刻までに、指定された場所に提出してください。提出期限、時刻に遅れた場合は、いかなる理由があっても受理されません。
- ③本人が直接提出してください。代理人や郵送による提出は一切受理されません。

6. 成績評価

(1) 成績評価

成績の評価は、定期試験、レポート、授業への出席状況、受講状況などによって授業科目ごとに行われます。成績評価基準は次のとおりです。

評価点等	合否等	評語	G P	評価基準
100~90点	合格	S	4.0	学習目標をほぼ完全に達成している (Excellent)
89~80点		A	3.0	学習目標を相応に達成している (Very Good)
79~70点		B	2.0	学習目標を相応に達成しているが不十分な点がある (Good)
69~60点		C	1.0	学習目標の最低限は満たしている (Pass)
60点未満	不合格	D	0	学習目標の最低限を満たしていない (Failure)
試験欠席		E	0	試験不実験、課題未提出により成績評価要件を満たしていない (Withdrawal)
授業放棄		F	0	出席不足により成績評価要件を満たしていない (Withdrawal)
認定	認定	N	—	本学以外で習得した者で、本学が単位認定した者 (Credit given under Credit provision)

(2) 成績結果の通知

①成績結果は、前期定期試験後9月と、後期定期試験後新年度の授業開始前に成績通知書として渡します。

②履修したにも関わらず、成績が記載されていない科目がある場合、あるいは成績評価について不明な点がある場合は、速やかに教務課へ申し出てください。

(3) G P A (Grade Point Average) 制度

G P A (Grade Point Average) 制度は、成績評価にもちいられた成績に対応した Grade Point (G P) を行い、履修した科目成績の平均値を出すものであり、アメリカの大学で一般的に行われている世界に通用する成績評価のシステムです。本学でも、2010年度新入生より G P A 制度を導入することになりました。この制度によって、ただ卒業するのに必要な単位を取得するのではなく、学生が主体的かつ充実した学習効果を上げることを目的としてこの制度を導入しています。また、G P A は、卒業までの様々な選考の判断基準となるので、各自が G P A を常に意識し、学習計画を立ててください。

GPAの算出方法

履修登録した科目ごとの5段階評価を、4から0までのGPAに置き換えて単位数を掛け、その総和を履修登録単位数の合計で割って算出します。

$$GPA = \frac{(4.0 \times S\text{の単位数}) + (3.0 \times A\text{の単位数}) + (2.0 \times B\text{の単位数}) + (1.0 \times C\text{の単位数})}{\text{履修登録単位数}}$$

7. 授業に関する留意事項

- ①いずれの授業も授業回数の3分の2以上の出席が必要です。欠席回数が3分の1を越える者は定期試験受験資格を失うことになります。
- ②「公欠」・「忌引」により、やむを得ず授業を欠席する場合は、原則として欠席の理由及び期間が記載された書類及び「欠席届（公欠願）」又は「忌引願（届）」を教務課まで提出してください。「公欠」・「忌引」以外での欠席は理由のいかんにかかわらず欠席となります。この場合特に授業の欠席を届ける必要はありません。
- ③電話による問い合わせ、学生・教員呼び出しには応じられません。
- ④「暴風警報発令時」や「交通機関のストライキ」の場合の授業の取り扱いについては『学生便覧』の「人間環境大学 授業に関する規程」及びその別表1)、別表2)を参照してください。
- ⑤上記規程に記載の市町村以外の居住地に暴風警報が発令中の場合は警報解除後なるべく早く出校してください。
- ⑥公共交通機関の障害で受講できなかった場合は原則として延着証明を持参してください。

(1) 公欠

- 次に該当する事由により授業を欠席し、必要書類を提出した場合はこれを公欠として取り扱います。詳しくは「人間環境大学 授業に関する規程」を参照してください。
- ①教育実習、介護等体験及び関係機関が行う事前オリエンテーションに参加する場合（学部長の承認が必要）
- ②「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」にもとづき裁判員の任務を果たす場合（学部長の承認が必要）
- ③「学校保健安全法施行規則」第18条に定められた感染症による社会的影響を考慮して、大学が出校停止を命じた場合（学部長の承認が必要）
- ④天災・事故等による公共交通機関の運休又は遅延（第3条の暴風警報の解除、第4条の警戒宣言等の解除、第5条のストライキの終了後も続く公共交通機関の運休又は遅延、及び第3条の暴風警報の解除後も居住地域で暴風警報が解除されないことによる公共交通機関の運休又は遅延を含む）によって授業を欠席した場合。

⑤その他、特に本学が必要と認めた公の行事に参加する場合（教授会での承認が必要）

《備考》

・集中講義については、単位認定に必要な授業時間数の関係で公欠扱いとならない場合があるので注意すること。

・公欠は、授業担当教員から補講もしくは課題を与えられることにより、公欠を許可された期間を出席扱いとすることができます。

・公欠扱いを受けようとする者は、上記①②④の場合は事前に所定の「欠席届（公欠願）」及び期間が明記された「受入先からの正式書類」もしくは公共交通機関の「遅延證明書」、③の場合は所定の「欠席届（公欠願）」及び期間が明記された医師が作成した所定の「治癒證明書」又は「診断書」を教務課に提出してください。

（2）忌引（忌引願（届））は授業の有無に関係なく提出してください

親族に不幸があったときは、次の基準を限度として忌引きを認めます。基準日数は、葬儀の日を含み連続する期間とします。忌引きは、公欠に準じて取り扱います。

1. 配偶者	夫・妻	10日以内
2. 血族	父母・子	7日以内
	祖父母・兄弟姉妹	3日以内
	曾祖父母・おじ・おば	1日以内
3. 姻族	父母	3日以内
	祖父母・兄弟姉妹・おじ・おば	1日以内

《備考》

忌引扱いを受けようとする者は、所定の「忌引願（届）」及び葬儀日が明記された書類を教務課に提出してください。

8. 休講と補講

（1）休講

当該授業の担当教員が、公務出張や病気など、やむを得ない理由で授業を休講にすることがあります。このような場合には、その都度掲示しますので注意してください。休講の情報は、本学ホームページ上（学生Web掲示板>休講情報）でも閲覧することができます。なお、休講となった授業については、原則としてこれを補うための補講を行います。

（2）補講

休講などで授業回数が不足するときは補講を行います。日程は、あらかじめ掲示にて

はっぴょう はっぴょう はっぴょう はっぴょう はっぴょう
発表されますので、当該授業の履修者は通常授業と同様に受講してください。

しゅうがく かん しょうさい じょうほう た ないよう
修学に関する詳細な情報やその他の内容については、「履修の手引き・講義要項（シラ
バス）」「学生便覧」等を参照してください。

IV 学生活

1. 住居

留学生にとって、日本への入国直後、あるいは日本国内での進学時にまず直面するのが、生活の基盤となる住居問題です。本学には学生寮がありません。よって、民間経営の賃貸物件に住むことになりますが、住まいを決める際、また、生活上の留意事項として、次のことに注意してください。

賃貸アパートに入居する際、日本のしきたりとして、その斡旋は、主に不動産業者が仲介することとなります。その際、仲介業者は、礼金として1箇月分の家賃に相当する仲介手数料を取る場合がほとんどです。また、家主へも敷金や礼金などの名目で、2～3箇月分の家賃に相当する金額を支払うのが常識です。よって、入居する際の初期費用は、最初の家賃を含めると4～5箇月分の家賃に相当する金額が必要となります。敷金の名目で納めた金額については、部屋を解約する際、補修代金や清掃費（原状復帰費用）に充てられ、その実費が敷金を下回る場合返金がありますが、礼金については返金がありませんので、注意する必要があります。アパートの契約時に、少しでも不明な点がありましたら、その物件を仲介した不動産業者の担当者に遠慮なく問い合わせるようにしましょう。不動産業者のリストは、学生支援課にありますので、相談してください。

どのような住居に住む場合でも、近隣地域では既にコミュニティーが形成されており、そこには一定のルールというものがあります。特に、生活上のルール（マナー）として最も注意しなければいけないのがゴミの問題です。例えば岡崎市内に住む場合は、毎週、ゴミ出し日と場所が市から指定されています。ゴミは、可燃ゴミ（赤袋）、不燃ゴミ（緑袋）、プラスティック製ゴミ（黒袋）、紙製ゴミ（青袋）、ペットボトルゴミ（黄袋）の5種類に必ず分別し、それぞれ指定された日にのみ出すことができます。また、空ビン、アルミ缶、スチール缶、スプレー缶を出す日も指定されています。粗大ゴミの回収は、近隣では一切行っていませんので、必ず岡崎市中央クリーンセンター（岡崎市高隆寺町字阿世保5TEL0564-22-1153）へ直接持ち込むか、有料戸別収集（粗大ゴミ受付センターTEL0564-22-2000）の手続きをしてください。中央クリーンセンターでは、粗大ゴミの他に、日常ゴミや古着、布団、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、蛍光管、乾電池なども引き取ってもらえます。ただし、産業廃棄物や危険物、動物は引き取ってもらえない。

また、家電リサイクル法対象物として定められているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンを処分する際は、購入店に申し出ください。購入店が分からぬ場合は、郵便局でリサイクル料を払い、「家電リサイクル券」を家電の右側面に貼付してから、中央クリーンセンターに持ち込むか、有料戸別収集手続きを行ってください。

2. 留学生住宅総合補償制度

この制度は、賃貸物件での万一の賠償事故に対する備えと、入居時の保証人に経済的負担がかからないようにするための制度です。本学では、安心して充実した留学生生活を送るために「留学生住宅総合補償」への加入を勧めています。なお、この制度は、一人住まいをしない学生でも、賠償責任や傷害後遺障害の保険が受けられます。

【補償内容】

(1) 賠償責任

留学生本人が補償期間中に、日常生活に起因する事故、または留学のための宿泊・居住施設の所有、使用、管理に起因する事故によって、他人にケガをさせたり、他人のものを壊して損害を与える法律上の損害賠償責任を負った場合に補償されます。

(2) 傷害後遺障害

留学生本人が、補償期間中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に補償されます。

(3) 保証人補償

何らかの事由で借主に対する家賃支払いが滞り、あるいは借用戸室の修理や原状に戻す必要が生じ、そのための費用を連帯保証人が留学生に代わって支払ったとき、連帯保証人に対し補償されます。

【保険料等負担金】 1年間補償 4,000円 2年間補償 8,000円

日本では、民間アパートを借りる場合、ほとんどの場合「連帯保証人」が必要となります。大学が連帯保証人になる場合は、この制度に加入していることが条件となります。この制度の申込みは留学生交流室で行います。

3. 留学生宿舎（アパート）の斡旋と補助金

本学では、平成24年度入学の留学生から、留学生用のアパートを斡旋し、毎月家賃の一部を大学が補助する制度があります。補助期間は最低修業年限の期間内で、学業不振あるいは自己都合により留年した場合、以降の期間は補助金を支給しません。補助金額は毎月家賃の15,000円（一戸単位）です。補助対象者は、レオパレスセンター岡崎店を仲介して同社の管理する物件に入居する留学生のみとし、その他の業者を通じて任意で見つけたアパート等に住む留学生は対象外です。

ただし、以下いずれかのケースが生じた場合、補助金の支給を停止します。事情によつては、その後の補助金は一切支給されません。

- (1) レオパレスへの家賃支払いが1箇月間以上滞った場合
- (2) 在学中であっても、修学実態が無いと認められた場合、もしくは居住の形跡が無いことが発覚、確認された場合
- (3) 授業の出席率が80%に満たなかった場合
- (4) 授業への遅刻が目立つ、あるいは授業態度が悪いなど、勉学への取り組み姿勢が好ましくないと大学が判断した場合
- (5) 休学願もしくは退学願が提出された場合、あるいは除籍処分となった場合
- (6) 自己都合により、レオパレスセンター岡崎店が管理しない物件に引っ越しした場合
- (7) 学則に定める規則に違反し、学生としての本分に反する行為があった場合

希望者は、学生支援課（TEL0564-66-6120）で「学生紹介書」の発行手続きを行いますので、必ず事前に連絡してください。補助申請後に、レオパレスセンター岡崎店の担当者へ直接連絡を入れ（もしくは担当者から連絡があり）、立地・家賃・間取り・築年数・設備備品（家具・家電・インターネット環境）など、希望する物件の内容を詳しく伝えてください。同店で候補物件を検索し、直接紹介します。契約は本人がレオパレスセンター岡崎店へ出向き、所定の手続きを行うことが望ましいですが、遠隔地のため対面契約ができない場合、書類の取り交わしは郵送で行います。詳細は、同店担当者に相談してください。

<レオパレスセンター岡崎店連絡先>
住所 〒444-0860 愛知県岡崎市明大寺本町4-37 F A C Eビル2階
担当 店長 本多滋生
TEL 0564-25-1821 FAX 0564-25-2360
E-mail shigeo_honda@leopalace.ne.jp

4. 留学生奨学生推薦基準

外国人留学生は、次の（1）号、または（2）号に定める条件をすべて満たす場合に、留学生特別奨学生、または留学生一般奨学生として推薦されます。

（1）外国人留学生特別奨学生

- ①前年度の修得単位 30単位以上
- ②前年度の出席率 80%以上
- ③前年度の成績基準 70点以上（前年度単位修得科目の成績評価素点合計の平均点）

（2）外国人留学生一般奨学生

- ①前年度の修得単位 30単位以上
- ②前年度の出席率 80%以上
- ③前年度の成績基準 60点以上 (前年度単位修得科目の成績評価素点合計の平均点)

5. 留学生奨学金

留学生は、既に学納金が一部減免となっているため、本学独自の人間環境大学奨学金制度に申し込むことはできません。ただし、以下の制度に申し込むことができます。

(1) 文部科学省外国人留学生学習奨励費制度（1年間給付型）

年度の始めに、文部科学省の外郭団体である独立行政法人日本学生支援機構より本学留学生交流室を通して募集・申請をします。採用人数は、総留学生数に基づきますが、応募には、学業、人物、経済状況等に一定の条件があり、在留資格が「留学」の者に限られます。ちなみに、2016年度の給付額は月額48,000円でした。

(2) 民間企業や各種団体による奨学金制度（給付型）

募集時期、募集内容はそれぞれ異なりますが、留学生交流室へ届いた奨学金情報は、随時留学生用掲示板にて案内します。

6. アルバイト

留学生が日本で生活する場合、学費や生活費での経済的負担が大きいということが切実な問題です。1970年代前半では、外国人留学生のアルバイトは原則禁止されていましたが、現在では、留学生のアルバイトは、実働週28時間以内に限り認められています。また、夏季・冬季・春季休暇などの長期休業期間は、1日8時間以内と規定されています。よって、本学でもこの時間的制約については遵守していただきます。ただし、学費や生活費の一部を得るためのアルバイトが、いつの間にか生活の中心となり、勉学や健全な学生生活が乱れることのないよう十分注意してください。深夜の就労、危険な作業、過酷な労働など、学生生活に支障を来すようなアルバイトは避けるようにしましょう。また、本学では、パチンコ店など風俗営業規制法の対象となる店舗、特に、店舗・無店舗型性風俗、映像送信型性風俗、電話異性紹介型性風俗などの特殊な営業形態のアルバイトは一切禁止します。そして、女子は22時以降の勤務を控えるよう指導しています。アルバイト情報は、学生支援課前通路の就職・進路相談室掲示板裏に掲示しております。また、本学ホームページ上（在学生・保護者の方>学生Web掲示板>アルバイト情報）でも求人検索することができます。ただ、アルバイトを探す時、日本語能力や仕事の適性に個人差があるため、アルバイト先が決まるまで少々時間が掛かる場合があることを事前に心得ておいてください。

【遵守事項】

- (1) 資格外活動許可を受けていない留学生がアルバイトをする場合、27 ページを熟読の上、「資格外活動許可申請書」を記入し、留学生交流室へ提出してください。
- (2) アルバイトをする留学生は、必ず全員「外国人留学生資格外活動報告書」を留学生交流室へ提出していただきます。これは、大学として留学生の資格外活動の実態を把握し、適正な活動が行われているか常時確実に管理するよう法務省入国管理局からの強い要請があるためです。新規でアルバイト先が決まった場合、またはアルバイト先が追加・変更になった場合は、速やかに留学生交流室へ外国人留学生資格外活動報告書を提出してください。

7. 留学生交流室

留学生交流室は現在休室中です。留学生
学生生活支援は学生支援課で行っています。

8. 医療

(1) 国民健康保険

国民健康保険は、日本滞在1年以上の外国人を対象に加入することが義務付けられていますが、本学では、滞在1年未満の学生でも加入するよう義務付けています。国民健康保険に加入しておくと、医療費の7割が保険で賄われ、残りの3割が自己負担ですので、比較的安く、安心して医療が受けられます。保険に加入せずに病院に掛かると、全額実費精算となり、多額な医療費となってしまいます。保険に加入するには、居住地の市役所（区役所、役場）で加入申請手続きを行い、保険料を支払って国民健康保険証の交付を受けてください。なお、保険料は居住地区により多少異なります。

国民健康保険証は常に携帯し、病気またはケガで医療機関に掛かった時、最初に受付窓口に提示してください。

(2) 国民健康保険料の算出

国民健康保険料は、前年（1～12月）のアルバイトなどの収入によって金額が違います。毎年2月中旬～3月中旬までの間に、最寄りの税務署または市区町村の市民税課で前年の収入申告をしてください。収入がゼロの場合でも申告が必要です。この手続きを行った者に限り、市区町村の国民健康保険窓口で保険料の減免申請をすることができます。

(3) 医務室(休養室)

学生支援課内に医務室(休養室)があります。学内での発熱や急に体調が悪くなったりした時、安静するために使用します。また、少々のケガなどを負った時には、簡単な処置を行いますので、その際は、学生支援課へ申し出てください。

【受付時間】 平日9:00～17:00 土曜9:00～12:30 日曜・祝日休み
【受付窓口】 学生支援課

(4) 外部の医療機関

地元本宿町には、総合病院である富田病院があり、在学生や教職員が安心して医療を受けられる環境が整っています。医療行為が必要な症状を負った場合には、診察してもらうようにしましょう。また、ケガなど病気以外の場合も、地元に整形外科がありますので、参考にしてください(巻末の「学内における病気・ケガ発生時の救急連絡先」参照)。なお、病院に掛かる場合、まずは健康保険証が必要です。その後は診察券で治療を受けますが、完治まで長引く場合、月初めの診察時に保険証の再提示を求められますので、保険証は常に携帯してください。

【本宿町の医療機関】(参考)
富田病院 TEL0564-48-2431
ませぎ整形外科 TEL0564-27-8088
松井歯科 TEL0564-48-8181

つかざき医院 TEL0564-48-5370
まるやま 丸山ファミリー歯科 TEL0564-48-4152
こじま歯科 小島歯科 TEL0564-48-4057

(5) 学生相談室

本学には、学業や学生生活、友人関係等に悩みを抱える学生の心のケアを行うために、学生相談室を開設しています。学生相談室には、臨床心理士の資格を持った専門カウンセラーが、開講期間中の平日午後であれば常勤勤務しているため、毎日安心してカウンセリングが受けられます。相談を希望する学生には、本学の専門教員がまずは相談にあたり、症状を診た上で、学生相談室か外部の診療機関が望ましいかを判断します。詳細については、学生支援課へお尋ねください。

【学生相談日】 開講期間中の平日 12:30～16:30
【受付窓口】 学生支援課

(6) 保健室

本学には、学生が学内での病気や怪我を負った場合、緊急処置を施すため、保健室を設置して保健師が開講期間に限り週2回勤務しています。詳細については、学生支援課へお尋ねください。

【受付日】 開講期間中の平日2日（原則火曜日・木曜日）10:00～15:00
【受付窓口】 学生支援課

9. 外部機関の災害傷害・賠償保険

(1) 学生教育研究災害傷害保険（全員加入）

授業中や課外活動中、通学途中などで起きた事故や災害によって、身体に傷害を負った際に規定の保険金が支払われます。補償の対象となる事故範囲は次のとおりです。補償内容は事故・災害のケースによって異なりますので、専用資料で確認してください。

【補償対象】

- 正課授業・実験・実習中の事故・災害
- 大学行事中の事故・災害
- 大学敷地内での事故・災害
- 課外活動中の事故・災害
- 通学、帰宅途中の事故・災害
- 授業または課外活動を目的とした学外施設への移動中の事故・災害

(2) 学研災付帯賠償責任保険（全員加入）

授業中や課外活動中、通学途中などで、偶然にも、他人に怪我を負わせてしまったり、他人の財物を損壊したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について規定の保険金が支払われます。ただし、事故が本人の故意によるものであった場合、一切補償されません。補償内容は事故・災害のケースによって異なりますので、専用資料で確認してください。

【適用例】

- 化学の授業（実験）中、間違った薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまい、クラスメイトに火傷を負わせてしまった。
- 大学祭で焼き鳥の模擬店を出店したが、食中毒を起こしてしまい、焼き鳥を食べた何名かが入院してしまった。
- インターナンシップ実習中、派遣先の機械を誤って壊してしまった。
- 授業のため大学へ登校中、駅の階段を降りる際、誤って前を歩く人にぶつかってしまい、その拍子で転倒した人に怪我を負わせてしまった。

(3) 学研災付帯学生生活総合保険（任意加入）

学研災加入者が、学研災および付帯賠償では補償が不足すると思われる場合、任意で追加

できる保険です。この保険は、学研災のように授業中や課外活動中、通学途中などに限定せず、私生活での病気・事故・災害でも適用されます。また、加入タイプは自宅生用と下宿生用に分かれています。補償の対象となる範囲は次のとおりです。補償内容はケースによって異なりますので、専用資料で確認してください。

【補償対象】

- 賠償責任保険（自転車で走行中、通行人と衝突し怪我を負わせてしまったなど）
- 本人自身の怪我（スキーで転倒骨折し、入院など）
- 本人自身の病気（風邪で通院、肺炎で入院など）
- 救援者費用保険（長期入院の際、保護者の救援交通費や宿泊費など）
- 感染予防保険（感染症にかかる負担費用など）
- 修学費用補償（保護者・保証人の不慮の事故による死亡の際の授業料補償など）
- 生活用動産保険（家財・私物盗難、偶然な事故による各種損害補償など）
- 借家人賠償責任保険（アパートでの過失火災、水漏れなどの賠償など）

10. 一時出国の際の事前申し出

在学中、長期休暇などを利用して母国へ一時帰国する際や、海外旅行などに出かける際は、必ず事前に「外国人留学生一時出国申出書」を留学生交流室へ提出してください。これは、大学として、留学生の在籍管理ならびに所在確認を常時確実に行うよう法務省入国管理局からの強い要請があるためです。また、大学が、帰国中の留学生と急遽連絡を取りたい場合にその動向を把握しておくためです。申出書は留学生交流室にあります。出入国の際は、パスポートと在留カードの提示が義務付けられていますので、これらは常に携帯してください。なお、出国から再入国までの間に在留期限を迎える留学生は、必ず名古屋入国管理局での在留期間更新手続きを終えてから出国してください。この手続きをせずに出国すると、在留期限日と同時に在留資格そのものが失われる（有効期間を海外で延長することはできません）こととなり、日本へ再入国できなくなりますのでくれぐれも注意してください。

V クラブ活動・学内行事

1. クラブ・サークル

本学には、課外活動団体として 22 の公認クラブ（体育系11団体・文化系10団体）があります。また、サークル活動を行っている団体も 1団体あります。各クラブ・サークルは、いずれも学内外で精力的な活動を行っていますので、興味のある学生は、クラブ代表者の話を聞いて、是非参加してみましょう。

【体育系クラブ】

合氣道部、空手道部、弓道部、柔道部、ソフトテニスクラブ、卓球部、バスケットボール部、バドミントンクラブ、バレーボール部、フットサルクラブ、野球部 以上11団体

【文化系クラブ】

映画鑑賞クラブ、園芸部、演劇部、音楽研究クラブ、茶道部、写真クラブ、吹奏楽部、美術部、漫画・アニメーションクラブ、物語創作部 以上10団体

【サークル】

登山サークル 以上1団体

2. 大学祭

本学の大学祭は、毎年、10月第3もしくは第4週目の土曜・日曜日（2日間）に開催されます。ステージ、模擬店、イベント企画など盛り沢山の催しが学内全体を使って行われますので、是非参加しましょう。

3. ゼミ対抗球技大会

毎年 7月頃、本学体育館にてゼミ対抗バレーボール大会を実施しています。バレーボール経験者、未経験者に問らず、皆が一緒に楽しくプレーしています。

4. 留学生交流イベント

現在、留学生交流イベントは実施しておりません。

VI 学生活上の留意事項

1. 留学生への連絡

大学から留学生への連絡は、緊急かつ重要な場合を除き、原則掲示板あるいはホームページの学生ポータル欄にて行います。掲示板は、学生支援課前通路に「教務課」「学生支援課」「就職・進路相談室」と分かれて設置してあります。また、食堂入口手前と旧留学生交流室前には、留学生専用の掲示板も設置してあります。掲示物は、早いサイクルで情報の更新が行われるため、大学へ来たらまず掲示板を見る習慣をつけてください。

2. 学生証・在留カードの管理

学生証は、本学学生であることを証明する身分証明書で、在留カードは外国人留学生として日本で生活する上での公的証明書です。紛失や破損をせぬよう大切に扱い、他人の手に渡ることの無いよう管理してください。また、学生証と在留カードは常に携帯し、本学教職員や外部の公的機関から提示を求められた時は、いつでも提示してください。なお、学生証を紛失したときは教務課へ、在留カードを紛失したときは、まず学生支援課へ連絡し、入国管理局へ届け出てください。

3. 学内での喫煙・飲食マナー等について

学内の喫煙場所は、円形広場の1箇所だけです。それ以外の場所はすべて禁煙ですので、喫煙ルールは必ず守ってください。特に、2号館や3号館は、周囲に林が隣接していますので、タバコの吸殻を捨てると、火災の原因になります。絶対にやめてください。また、学内の飲酒も一部大学行事を除き、一切禁止しています。未成年者の喫煙や飲酒は、日本の法律「未成年者保護法」で禁じられています。その他、歩きながらの飲食、教室での飲食（特に火を扱う飲食）も禁止です。路上にツバやガムを吐くこと、ゴミや空き缶をゴミ箱以外に捨てる、私物を放置すること、大学の備品等を学外へ勝手に持ち出すこと、危険物や動物を学内に持ち込むこと、スマートフォン（携帯電話）やゲーム機の充電等無断でコンセントを使用することも絶対にやめてください。マナーを守り、皆さんが気持ち良く過ごせるキャンパスにしましょう。

4. 交通事故の遭遇心得

交通事故を起こしたとき

- (1) 交通事故を起こした時は、二次災害を防止するため安全な場所（路肩・空き地）に車

を移動させ、エンジンを切って、すぐ110番（警察署）通報する。

- (2) 特に、負傷者がいる場合は、必ず119番（消防署）と110番（警察署）双方に通報する。その後は、現場に到着した消防署員・警察官の指示に従い、行動する。
- (3) 同時に、保護者ならびに保険会社へ事故の状況を連絡・報告し、可能な限り事故現場にすぐ来てもらうよう要請する。その後、保険会社に被害者側と交渉してもらう。事後対応は保険会社の指示・アドバイスに従うこと。なお、任意保険は、できる限り最高保障のものに加入しておくようにする。
- (4) 誠意を持って被害者に対応する。
- ①事故現場では被害者に対し病院で診察を受けるよう請願し、誠意を持って対応する。
- ②被害者が入院した場合は、度々お見舞に行く。
- ③相手に誠意が伝わらないときは、簡単な事故でもこじれることが多い。
- <注意> 加害者となった時、万が一逃げた場合は“ひき逃げ事件”となり、刑事罰が科されることになる。被害者が死亡すると、加害者には死体遺棄罪、業務上過失致死罪、緊急措置義務違反等が適用される。

交通事故の被害に遭ったとき

- (1) 事故後すぐ、加害者から消防署と警察署に連絡をさせ、加害者・被害者双方立会いの上で、駆けつけた消防署員・警察官に事故の状況を説明する。
- (2) 比較的大きな事故の場合、衝突直後は気持ちが動転しているので、被害の程度が分からず、痛みを感じないことが多いため、自分では勝手に動かないこと。
- (3) 怪我の痛みなど具体的な症状は後日表れることが多いので、加害者がその場で「免停になるから」とか「責任持って補償するから」などとの理由を挙げて「警察には届け出ないで欲しい」と懇願しても、決して承諾してはいけない。また、自分が急いでいるからといってその場での適切な対応をせず、後に相手に連絡をとっても受け入れられないことが多い。警察に届け出なかった場合は、事故に関する一切の保険が適用されず、後日後遺症が出ても加害者が責任を回避した時は、治療費が全て被害者実費負担（健康保険すら使えない）となる。警察に届け出ることを相手にはつきり告げる。
- (4) 同時に、必ず相手に免許証の提示を求め、加害者の住所・氏名・電話番号（携帯・自宅・勤務先（名刺）・車種・車体ナンバーを確認し、記録すること。タクシーや商用車などの営業車が加害者となった場合は会社側が対応してくれるが、個人の自家用車の場合、「大丈夫ですか？」と声をかけてきた時に「大丈夫です」と答えると、そのまま名乗らずに立ち去ってしまうことがあるためご注意を。
- (5) その後、速やかに保護者ならびに大学（0564）48-8688・48-1118・48-7811へ連絡し、事後対応策などを協議する。また、通行人等その場に居合わせた人からの証言を得られればなお良い。

学生生活に関する詳細な情報やその他内容については、「学生便覧」等を参照してください。

VII 図書館の利用案内

【附属図書館】

図書館では、図書・雑誌・新聞・視聴覚資料など多様な資料を所蔵しています。そのほとんどを蔵書検索システム（OPAC=Online Public Access Catalog）で検索することができます。詳しい利用方法については、図書館ホームページや図書館内に設置している利用案内をご覧いただくな、カウンターまでお気軽に尋ねください。留学生向けの図書を揃えた留学生コーナーを設置しています。どうぞご利用ください。

図書館ホームページ <https://lib.uhe.ac.jp/drupal/>

【開館時間】

授業期間の月曜日～金曜日 9:00～18:30 (授業期間以外は 9:00～17:00)
授業期間の土曜日 9:00～14:00

【休館日】

日曜日、国民の祝日、夏季および冬季休業中の一定期間、蔵書点検期間など
※休館日はホームページや図書館入口でお知らせしますので、ご確認ください。

【利用方法】

- 貸出 図書の貸出には学生証が必要です。
- 貸出条件

	一般図書	視聴覚資料	消耗図書	貸出期間
学部生	5冊	1本	1冊	2週間

○返却 返却が遅れると、ペナルティーがついて、遅れた日数分貸出ができません。

【留学生コーナー】

留学生向けの図書を揃えたコーナーで、図書館カウンター近くに設置しています。辞書、日本語学習テキスト、その他日本文学や日本を紹介する図書などを揃えています。留学生コーナーの図書は、一部辞書等を除いて、貸出することができます。

【その他】

グループ学習コーナー、視聴覚コーナー、インターネット用パソコンを利用することもできます。詳しい利用方法については、カウンターまでお尋ねください。

VIII 日本在留手続きおよび注意事項

1. 外国人登録（在留カード）

90日間以上日本に滞在する外国人は、居住する市区町村の役所に外国人登録をしなければいけません。平成24年7月9日からの新在留管理制度により、それまでの外国人登録証明書は「在留カード」に随時変更されていますので、在留カードは常に携帯してください。居住場所を移転した場合、14日以内に移転先の役所に届出を行ってください。

2. 旅券（パスポート）、在留カードの提出

入学後、速やかに「旅券（パスポート）」、「在留カード」を学生支援課へ提出してください。大学として、本学に入学した留学生個々の在留資格・在留期間（期限）ならびに資格外活動許可内容を把握しておくためです。学生支援課にてコピーをとった後、すぐに返却します。

3. 名古屋入国管理局

日本に在留するために必要な手続きを行う機関です。

【名古屋入国管理局（通称：入管）】

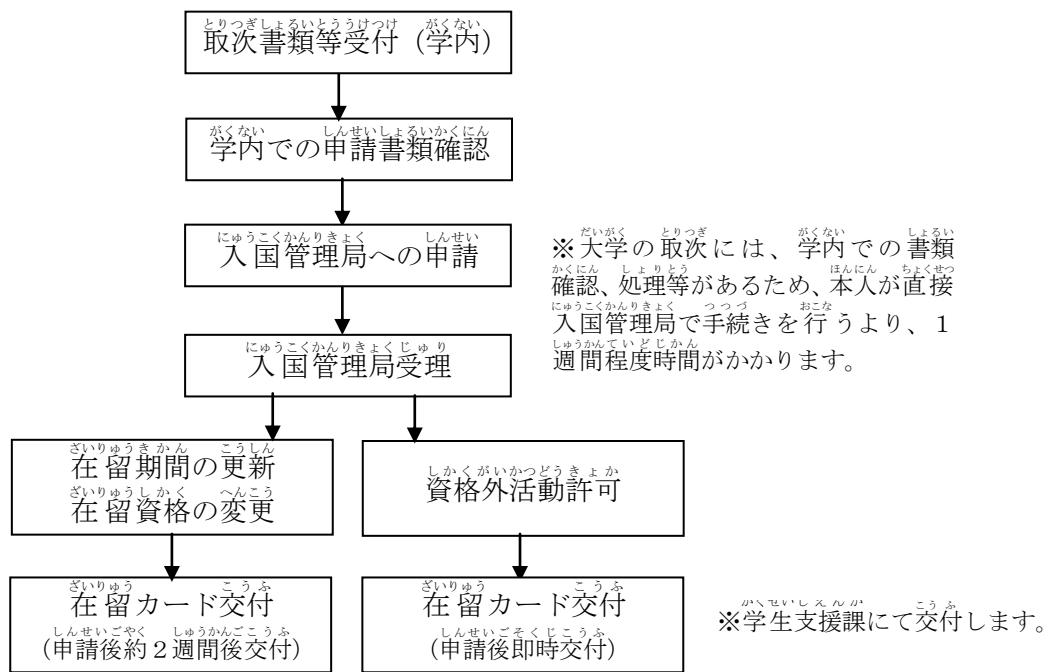
所在地 愛知県名古屋市港区正保町5-18 代表TEL 052-559-2150
外国人在留総合インフォメーションセンター 直通TEL 052-559-2151～2
交通機関 名古屋駅で「あおなみ線」に乗換え「名古屋競馬場前」下車徒歩2分
運賃は名古屋から片道270円です。

4. 名古屋入国管理局への申請手続き

本学では、留学生の日本国内での在留条件を満たすため、留学生の在学中（本学入学から卒業までの間）に限り、本人に代わって一括申請取次の手続きを行うことができます。申請取次者は、学生支援課職員です。ただし、大学の取次には、学内での書類確認、処理等があるため、本人が直接入国管理局で手続きを行うより、1週間程度時間がかかります。なお、一括申請取次を行った書類は、原則「在留期間の更新許可」「在留資格の変更許可」「資格外活動許可」の3種類ですが、場合によっては、「在留資格認定証明」「証印転記願出」の手続きも行います。大学での一括申請取次を希望しない学生は、入国管理局にて任意で手続きを行っていただくことになりますが、正規の手続き終了後、更新されたパスポートと在留カードを学生支援課へ必ず提出してください。

(1) 大学による取次申請の流れ

大学が行う一括申請取次手続きの流れは以下のとおりです。書類受付から許可交付まで一定の期間がかかるため、必要な手続きは早めに行ってください。



提出された書類内容や添付書類等に不備があった場合など、急遽、本人との連絡が必要となります。よって、以下の電話番号を携帯電話に登録し、また、この番号から電話があつた際は、必ず出るようしてください。

【大学の電話番号】 TEL 0564-48-1118 (学生支援課)
 0564-66-6120 (就職・進路相談室)
 0564-48-7811 (大学代表)

(2) 一括申請取次の種類

大学で一括申請取次ができる手続きは以下のとおりです。手続きに必要な書類等は、次項目以降に掲載してありますが、手続き内容によっては、入国管理局から別の書類等提出を求められることがありますので、事前にご了承ください。

【一括申請取次の種類】

- ① 在留期間の更新
- ③ 在留資格の変更
- ⑤ 在留資格認定証明

- ② 在留カードの取得・更新
- ④ 資格外活動許可
- ⑥ 証印転記願出

5. 申請の種類

【入学前の留意事項】

大学が行う一括申請取次手続きは、留学生の在学中（本学入学から卒業までの間）に限ります。よって、**本学へ入学する前に、これらの許可期限が切れてしまう留学生、あるいは入学後間もなく期限を迎える留学生は、必ず入学前までに、現在管轄の入国管理局での申請手続きを行い、許可を受けておいてください。**

(1) 在留期間の更新許可（在留カードの取得・更新を含む）

留学生が日本での在留を許可される期間は原則2年間（状況により1年間）でしたが、平成24年7月9日からの新在留管理制度で「留学」は最長4年間となりました。この手続きは、在留期限の3箇月前から申請書を受付け、在留期間が終了する10日前までに許可を得ておかなければならぬため、日程に余裕を持って申請してください。申請にあたっては、以下の書類等が必要ですが、個々の事情によって提出物が異なる場合がありますのでご注意ください。

また、新在留管理制度により、在留期間の更新手続き時に、従来までの外国人登録証明書は「在留カード」に順次変更が義務付けられています。

【提出書類等】

- ①在留期間更新許可申請書 ※学生支援課または入国管理局にあります
- ②出身学校の卒業証明書 ※本学入学後、初めての申請の場合必要、2回目以降不要
- ③出身学校の成績証明書 ※本学入学後、初めての申請の場合必要、2回目以降不要
- ④入学手続完了通知書の写し（本学入学後は大学在学証明書）
- ⑤大学成績証明書（成績が証明できない場合は履修登録確認表）※過去2年間分必要
- ⑥本人のカラー写真（縦40mm×横30mm）1枚 ※髪を含む頭頂部から首まで撮影
- ⑦在留カード
- ⑧旅券（パスポート）
- ⑨手数料納付書ならびに手数料4,000円
- ⑩その他、入国管理局から提出を求められたもの
- ⑪（必要に応じて）資格外活動許可申請書 など

名古屋入国管理局にて任意で申請する学生は、在留期間更新許可申請書（本人記入用3枚+所属機関用2枚）の必要事項を全て記入し、①～⑧を持って入国管理局へ申請してください。申請を行うと、パスポートに申請中の証明スタンプ（日付）が押されます。在留期間更新の許可が下りると、ハガキで通知が来ますので、その通知ハガキと、⑧旅券（パスポート）、⑨手数料納付書、手数料4,000円を持って再び入国管理局へ出向き、パスポ

ポートと在留カードを受け取ってください。その後、交付されたパスポートと在留カードを学生支援課へ必ず提出してください。

在留カード取得後、住所変更があった場合は、以下①～②を持って居住する市区町村の役所へ出向き、在留カードの裏面に日付と新住所、記載者印をもらってください。その後、更新された在留カードを学生支援課へ必ず提出してください。

- ①更新された旅券（パスポート）
②在留カード

(2) 在留資格の変更許可

本申請が必要となるケースは、以下のとおりです。

【申請が必要なケース】

①在留資格を「家族滞在」から「留学」へ変更する場合。但し、一旦、留学ビザへ変更すると、再び家族滞在ビザへは戻れませんのでご注意ください。

②在留資格を「短期滞在」から「留学」へ変更する場合。

③在留期間内に日本人と結婚した場合。

④大学卒業後、日本の企業へ就職し、そのまま日本に在留する場合。「人文知識・国際業務」や「技術」（通称：就労ビザ）の就労が可能な在留資格が得られます。

※④の場合、下記提出書類以外に、卒業証明書、内定通知書、内定先の企業概要書類等が必要です。

⑤大学卒業時点で就職が決まらず、引き続き日本での就職活動を行う場合。最長1年間（6箇月+6箇月）に限り「特定活動」の在留資格が得られます。

※⑤の場合、下記提出書類以外に、卒業証明書、大学の推薦書（指定書式なし）、就職活動を証明するもの（指定書式なし）が必要です。

また、新在留管理制度により、在留資格の変更手続き時に、従来までの外国人登録証明書は「在留カード」に順次変更が義務付けられています。

【提出書類等】

①在留資格変更許可申請書 ※学生支援課または入国管理局にあります

②出身学校の卒業証明書 ※在籍していた学校にて発行

③出身学校の成績証明書 ※在籍していた学校にて発行

④入学手続完了通知書の写し（本学入学後は大学在学証明書）

⑤大学成績証明書（成績が証明できない場合は履修登録確認表） ※教務課にて発行

⑥本人のカラー写真（縦40mm×横30mm）1枚 ※髪を含む頭頂部から首まで撮影

⑦在留カード

⑧旅券（パスポート）

⑨手数料納付書ならびに手数料4,000円

⑩その他、入国管理局から提出を求められたもの

⑪（必要に応じて）資格外活動許可申請書など

名古屋入国管理局にて任意で申請する学生は、在留資格変更許可申請書（本人記入用3枚+所属機関作成用2枚）の必要事項を全て記入し、①～⑧を持って入国管理局へ申請してください。申請を行いうと、パスポートに申請中の証明スタンプ（日付）が押されます。在留資格変更の許可が下りると、ハガキで通知が来ますので、その通知ハガキと、⑧旅券（パスポート）、⑨手数料納付書、手数料4,000円を持って再び入国管理局へ出向き、パスポートと在留カードを受け取ってください。その後、交付されたパスポートと在留カードを留学生交流室へ必ず提出してください。

在留カード取得後、住所変更があった場合は、以下①～②を持って居住する市区町村の役所へ出向き、在留カードの裏面に日付と新住所、記載者印をもらってください。その後、更新された在留カードを学生支援課へ必ず提出してください。

①更新された旅券（パスポート）

②在留カード

（3）資格外活動許可

留学ビザは、勉学を目的に在留している外国人に与えられます。ただ、日本で生活する場合、学費や生活費での経済的負担が大きいことも否めません。よって、学費や生活費など必要経費をアルバイトで賄う場合は、資格外活動の許可を受けなければなりません。留学生のアルバイトは、実働週28時間以内、夏季や春季休暇などの長期休業期間中は、1日8時間以内であれば認められています。よって、申請書内の週間稼働時間欄は、28時間以内の時間を記入してください。ただし、本学に在籍する留学生が、本学との契約に基づいた報酬を受けて行う教育または研究を補助する活動については、資格外活動許可は必要ありません。

【提出書類等】

①資格外活動許可申請書 ※学生支援課または入国管理局にあります

②前回の資格外活動許可証（持っている人のみ）

③旅券（パスポート）

④在留カード

⑤その他、入国管理局から提出を求められたもの

名古屋入国管理局にて任意で申請する学生は、資格外活動許可申請書（1枚）の必要事項

すべてを記入し、①～④を持って入国管理局へ申請してください。特に問題が無ければ、当該課に許可印を受けた在留カードを受け取れます。その後、交付された在留カードを学生支援課へ必ず提出してください。

注意) アルバイトをする際は、許可印を受けた在留カードをアルバイト先に提示してください。

(4) 再入国許可 (みなし再入国許可制度へ移行)

平成24年7月9日からの新在留管理制度により、「みなし再入国許可」制度が導入されました。これは、有効なパスポートおよび在留カード（もしくは外国人登録証明書）を所持する外国人が出国する際、出国後1年以内で、かつ、有効な在留期間内の再入国を条件に、原則として事前に再入国許可を受ける必要がなくなるという制度です。ただし、出国後1年以内（有効在留期間内）に再入国しないと在留資格そのものが失われることとなります。また、有効期間を海外で延長することはできませんので注意してください。

注意) 出国の際は、パスポートと在留カードを携行し、必ず1年以内（有効在留期間内）に日本へ再入国してください。

(5) 在留資格認定証明

海外にいる在留資格を持った留学生が、日本への入国を希望する場合に必要となります。例えば、海外に滞在する外国人が、本学への入学を目的に日本へ入国する場合や、みなし再入国許可の期限が切れてしまった留学生が、再び日本へ入国する場合の手続き書類となります。書類の作成に際しては、日本と海外とのやりとりになりますので、一定の期間が必要です。よって、準備は余裕を持って早めに行ってください。証明書が発行されると、滞在地の日本大使館で日本への入国ビザが発行されます。

【提出書類等】

- ①在留資格認定証明書交付申請書 ※学生支援課または入国管理局にあります
(縦40mm×横30mmの証明写真貼付) ※髪を含む頭頂部から首まで撮影
- ②出身学校の卒業証明書 ※在籍していた学校にて発行
- ③出身学校の成績証明書 ※在籍していた学校にて発行
- ④入学手続完了通知書の写し (本学入学後は大学在学証明書)
- ⑤大学成績証明書 (成績が証明できない場合は履修登録確認表) ※教務課にて発行
- ⑥金融機関の預金通帳 (表紙+出入金記録ページ) の写し
- ⑦在留カード
- ⑧旅券 (パスポート)

⑨返送用切手代400円

⑩その他、入国管理局から提出を求められたもの

(6) 証印転記願出

日本国内滞在中に、旅券（パスポート）の有効期限日を迎える留学生は、その更新手続きをしなければなりません。手続きは、取次申請者ではなく、本人自身がしなければならぬいため、最寄りの領事館（中国の場合：名古屋市東区東桜2-8-37 TEL052-932-1098）へ出向きます。まずは所定の手続きを行ってください。

その後、新たに発行されたパスポートと旧パスポートを学生支援課へ提出してください。旧パスポートに記載されている各種許可証印を、新パスポートに転記する手続きを行います。

【提出書類等】

- ①証印転記願出書 ※学生支援課または入国管理局にあります
- ②在留カード
- ③旧旅券（パスポート）
- ④新旅券（パスポート）

【日本在留手続き上の留意事項】

1. 日本在留手続きの期間更新や資格変更を行った場合、交付された旅券（パスポート）と在留カードを学生支援課へ必ず提出してください。資格外活動許可が下りた場合も同様です。その他、必要に応じて任意で行った申請・許可についても、学生支援課へ必ず報告してください。
2. 正規の手続きをせず、日本に在留することは、日本の「出入国管理法」ならびに「外国人登録法」の法律に違反するため、国外への強制退去処分となります。

にんげんかんきょうだいがくおかざき
人間環境大学岡崎キャンパス
にんげんかんきょうがくぶ
人間環境学部

〒444-3505
あいちけんおかざきしもとじゅくちょうがみさんぽんまつ
愛知県岡崎市本宿町上三本松6-2

がくせいしえんか
学生支援課
TEL・FAX 0564-48-1118 (直通)
TEL・FAX 0564-66-6120 (直通)
E-mail gakuseika@uhe.ac.jp
shushokuka@uhe.ac.jp
だいかくだいひょう
大学代表
TEL 0564-48-7811 (代表)
FAX 0564-48-7814 (直通)

にんげんかんきょうだいがくおおぶ
人間環境大学大府キャンパス
かんごがくぶ
看護学部

〒474-0035
あいちけんおおぶしえばたちょう
愛知県大府市江端町3-220
TEL 0562-43-0701 (事務部直通)
FAX 0562-43-0702 (直通)
E-mail gakuseika-obu@uhe.ac.jp

にんげんかんきょうだいがくまつやま
人間環境大学松山キャンパス
まつやまかんごがくぶ
松山看護学部

〒790-0005
えひめけんまつやましまなそのちょう
愛媛県松山市花園町3-6
TEL 089-909-7001 (事務部直通)
FAX 089-909-7002 (直通)
E-mail gakuseika-matsuyama@uhe.ac.jp